

2026 年 10 月 14 日
慶應義塾大学

研究活動における不正行為に関する調査結果について

慶應義塾大学は、本学における研究活動の中に、以下の不正行為があったものと認定しましたので、ここに公表いたします。

1. 経緯

2025 年 5 月 13 日、本学研究コンプライアンス委員会に対し、学内より本学特任准教授（調査対象論文等発表時）の研究不正（改ざん）に関する通報がありました。通報内容に合理性があると判断されたことから、本学の規程に従い調査委員会を設置する等により事実解明を進めた結果、以下の不正行為があったことが明らかになりました。

2. 不正行為の概要

（1）不正行為を認定した論文等

【学会発表】

①Double-blind RCT on the usefulness of QPS therapy for difficult-to-treat depression
(Conference abstract), Brain Stimulation 18 (2025):259

6th International Brain Stimulation Conference, 神戸, 2025 年 2 月 23－26 日

（以下、「神戸シンポジウム抄録」）

②Effectiveness of Quadripulse Transcranial Magnetic Stimulation Therapy for
Treatment-Resistant depression: A Randomized Controlled Trial

ポスター発表、Society of Biological Psychiatry 2025 年次大会、

Toronto, Canada, 2025 年 4 月 24－26 日

（以下、「トロントポスター」）

（2）認定した不正行為の内容

特定不正行為（改ざん）

- ・ 特定臨床研究の実施計画等に規定されていない評価項目を、事前に法令の規定による計画変更手続を行わずに新設し、試験治療の有用性を結論づけました。
- ・ 原資料である評価結果について、評価を実施していない被認定者が数値を書き換え、修正者についても実際と異なる記録がなされていました。
- ・ 研究実施計画書および統計解析計画書で定められた解析方法とは異なる方法を用い、計画に反する解析結果を学会発表に用いました。

特定不正行為以外の不正行為（不適切なオーサiership）

共同演者の事前了承や発表内容の確認を得ないまま、共同演者として登録して学会発表を行いました。

(3) 不正行為に関与したと認定した研究者

野田 賀大 調査対象論文等発表時：慶應義塾大学医学部 精神・神経科学 特任准教授（2021年4月1日～2025年5月31日）

(4) 不正行為には関与していないものの、不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者

三村 将 慶應義塾大学医学部 精神・神経科学 教授（～2023年3月31日）
慶應義塾大学予防医療センター 特任教授（2023年4月1日～）

3. 調査委員会委員の構成

委員長 (内部委員)	金子 祐子	慶應義塾大学 医学部 内科学 教授
委員 (内部委員)	中川 敦夫	聖マリアンナ医科大学 神経精神科学 主任教授 慶應義塾大学 特任教授（非常勤）
委員 (内部委員)	藤澤 大介	国立がん研究センター がん対策研究所がん医療支援部 部長 慶應義塾大学 客員教授（非常勤）
委員 (外部委員)	小居 秀紀	杏林大学医学部附属病院 臨床研究センター 副センター長（～2026年3月31日） 杏林大学 医学部 医療管理学教室 臨床教授（2026年4月1日～）
委員 (外部委員)	中村 規代実	オリゾン法律事務所 弁護士
委員 (外部委員)	川原 奈緒子	東京グリーン法律事務所 弁護士

4. 調査の方法、手順等

調査期間中に、全17回の委員会を開催して以下の調査を実施しました。

- ・ 告発内容の確認、本調査の方針策定
- ・ 調査対象者及び関係者の役割分担・責任の範囲の整理
- ・ プロトコルの確認・実態との齟齬の精査
- ・ 調査対象論文等結果の妥当性の検証
- ・ 研究対象者の評価の修正状況の精査
- ・ 研究記録保管状況の検証
- ・ 調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）および書面質問調査

5. 公表時までに行った措置の内容

(1) 学会発表について

関係学会にデータの誤りを指摘し、対応を求めました。

なお当該学会の方針により、公表内容の修正等の十分な対応には至っていません。

(2) 処分について

不正行為認定時において、本学に所属している研究者については、本学就業規則に基づき、今後、検討する予定としました。

6. 発生要因

- ・被認定者における適用規制（臨床研究法）・プロトコル遵守意識の欠如
- ・研究責任医師による適切な指導監督の不足
- ・研究組織内のコミュニケーション不全
- ・モニタリングや監査が実質的に機能していなかったこと
- ・研究推進部門による支援・指導を十分に受けずに研究が進められたこと

7. 再発防止策（すでに実施済みのものを含みます）

- ・臨床研究法、プロトコル遵守、品質管理・信頼性保証の重要性について全研究者へ周知・再教育を行います。
- ・実際の不正事例を用いた研究倫理教育を定期的 to 実施します。
- ・研究責任医師・研究分担医師に対し、管理監督責任や研究組織内コミュニケーションの重要性を再認識させます。
- ・臨床研究推進センターによるプロジェクトマネジメント、データマネジメント、モニタリング支援を強化します。
- ・内部監査において、不適合・重大不適合の発生状況等をより重視し、モニタリング状況や不正リスクを早期に確認できる体制を強化します。

以上